

平成 21. 9. 11 入居

預り金
5万円以上
200円印紙
(借主保管用の
契約書に対し貼付)

賃貸借契約書(アパート・マンション)

所在地	市原市宿塚 1-6-1		
名称・室番号	110-7サイド池田 A棟	階	101 号室
構造	軽量鉄骨 造 2 階建 1 棟	面積	40.0 m ²
賃料	一ヶ月金 50,000 円也	管理費等	一ヶ月金 円也
<input checked="" type="checkbox"/> 敷金 <input type="checkbox"/> 保証金	金 50,000 円也	金	金 円也
賃料の支払方法	<input type="checkbox"/> 持参・ <input checked="" type="checkbox"/> 振込・ <input type="checkbox"/> その他 ()		
<input type="checkbox"/> 敷金・ <input type="checkbox"/> 保証金 正にお預り致しました。但し、無利息のこと。乙が敷金又は保証金を賃料に充当すること、もしくは乙の債務支払い、又は質権設定等に供することは禁ずる。日本証をもって預り証とする <input type="checkbox"/> 別紙預り証を発行する			

上記に就き貸主を甲とし、借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上、本契約を締結する。

- 第 1 条 賃貸借の期間は 令 3 年 9 月 11 日より 令 5 年 9 月 10 日迄の向う 2 年間とする。契約期間更新に際して、乙は甲に対し権利金、礼金、敷金、保証金の有無にかかわらず 更新手数料 を納入し契約期間を更新することが出来る。
- 第 2 条 乙は翌月分の賃料を毎月 日迄に甲方に持参し支払うか、又は甲の指定する方法にて支払うこと。万一、乙が賃料を一ヶ月なりとも滞納した場合は権利金、礼金、敷金、保証金の有無にかかわらず、甲は催告の上本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
- 第 3 条 本物件は現状のまま 修繕 を目的として使用することとし甲の文章による承諾をなくして乙は人員の増加、賃借権の譲渡及び転貸或いは本物件の改造造作・模様替え等の現状変更を絶対にしてはならない。
尚、乙は通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年変化を除き、本物件を原状回復しなければならない。但し、天変地異や震災等、乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。
 或いは、甲の承諾がある場合は、造作等無償にて残置するものとする。
尚、明け渡しの際の原状回復費用は別紙 修繕費書 の通りとする。
- 第 4 条 乙の都合により本契約を解除する時は 1ヶ月 前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に本物件を甲に明け渡し、立退料又はこれに類する物質的請求は絶対しないこと。但し、この際甲は前家賃を期間に応じ精算し敷金・保証金(の内 %償却)を乙に返還すること。そのほか、債務の不履行が存在する場合には、甲は、当該債務の額を預り金から差し引いた額を返還するものとする。
- 第 5 条 電気、ガス、水道、衛生費等は甲乙合議の上、賃料と別に支払い公租公課等は甲の負担とする。但し、公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じる時は甲乙協議の上、定めるものとする。
- 第 6 条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用については、乙の責めに帰すべき事由により必要となったものは乙が負担し、その他のものは甲が負担するものとする。本物件内に修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕を行うことができる。この場合の修繕に関する費用については、甲が負担するものとする。
 乙は故意過失を問わず当建築物に損害を与えた場合は、甲に対し公正なる判断に基づき損害賠償をしなければならない。
- 第 7 条 甲の責任に基づかずして乙が火災、盗難等を蒙った場合、その損失は一切甲に請求しないこと。
- 第 8 条 乙が無断不在一ヶ月以上に及ぶ時は、敷金、保証金の有無にかかわらず本契約は当然解除され、甲は立会の基に随意室内遺留品を任意の場所に保管し、又は売却処分の上債務に充当するも異議なきこと。
- 第 9 条 賃貸借契約が会社の場合(賃料会社負担)入居者の変更がある場合は、新契約のこと。
 入居者氏名

- 第10条 反社会的勢力の排除に対し甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 ①自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
 ②自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
 ③反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
 ④自ら又は第三者を利用して、相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為及び、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為をしないこと。
- 第11条 乙は、本物件の使用につき、次の行為を行ってはならない。
 ①本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
 ②本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
 ③本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。
 ④本物件に於て風紀衛生上、若しくは火災等危険を引き起す恐れのあること。
 ⑤近隣の迷惑となるべき行為、その他甲の承諾なくして犬猫等の動物を飼育すること。
- 第12条 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何ら催告も要せずして、本契約を解除することが出来る。
 ①第10条の確約に反する事実が判明したとき。
 ②契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
 又、乙が本契約条項に違反した時も、甲は何ら催告も要せずして本契約を解除する事が出来る。
- 第13条 乙は明け渡しの際、電気、ガス、水道等の各料金を明け渡し当日までに支払い精算し、その証明書或いは領収証を甲に提出しなければならない。
- 第14条 連帯保証人は乙と連帯の上、本契約より生ずる乙の債務保証極度額までを負担するものとする。尚、連帯保証人の請求があった時は、甲は、連帯保証人に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。
- 第15条 本件に関し紛争を亅じたる場合は、当事者は関係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。
- 第16条 特約条項

上記契約の証として、本契約書を 通作成し甲乙双方署名捺印の上、各一通を保有する。

契約日 〇 年 〇 月 〇 日

貸主(甲)	住所 氏名	
借主(乙)	住所 氏名	
連帯保証人 及び 保証極度額	住所 氏名 極度額	賃料一年分
宅地建物 取引業者	事務所所在地 商号又は名称 代表者の氏名 免許証番号	
宅地建物 取引士	登録番号	

B. 賃貸条件

賃料	月額	50,000	円	管理費・共益費	月額		円
支払日	毎月 末 日までに翌月分を支払う						
支払方法	持参 振込	支払先	住所 (フリガナ)		電話 ()		
			氏名 (フリガナ)		店 口座No.		
		(フリガナ) 口座名義人	銀行 信用金庫 郵便局		普通 当座		但し振込手数料は乙の負担とする
礼金	賃料の	1ヶ月分	50,000	円			
敷金	賃料の	1ヶ月分	50,000	円			
その他費用	()	費	円	()	費	円	
更新料	賃料(更新時に賃料改定の場合、改定後の賃料)の 1ヶ月分						
期間	令 5 年 9 月 11 日 ~ 令 5 年 9 月 10 日 まで (2 年 0 月間)						
解約予告	甲は 6ヶ月前、乙は 1ヶ月前まで						
入居者概要 (合計名)	氏名	続柄	生年月日	性別	勤務先・学校名		
	[REDACTED]						
			年 月 日	男・女			
			年 月 日	男・女			
			年 月 日	男・女			
鍵	番号	個数	番号	個数	番号	個数	
		個		個		個	
管理会社	名称	[REDACTED]				連絡先	
	所在地	[REDACTED]					

C. 特約条項

明け渡し時の現状回復費用は借主負担とする
(畳・襪・クロス・ハウスキーピング)

平成 16. 5. 1 入居

預り金
5万円以上
200円印紙
(借主保管用の
契約書に対し貼付)

賃貸借契約書(アパート・マンション)

所在地	市原市若塚 1-6-1		
名称・室番号	1-7サイド改田 A棟		1階 106号室
構造	軽量鉄骨	造 2階建 1棟	面積 40.0 m ²
賃料	一ヶ月金 41,000 円也	管理費等	一ヶ月金 4,000 円也
<input type="checkbox"/> 敷金 <input type="checkbox"/> 保証金	金 円也	金	金 円也
賃料の支払方法	<input type="checkbox"/> 持参・ <input checked="" type="checkbox"/> 振込・ <input type="checkbox"/> その他()		
<input type="checkbox"/> 敷金・ <input type="checkbox"/> 保証金 正にお預り致しました。但し、無利息のこと。乙が敷金又は保証金を賃料に充当すること、もしくはその債務支払い、又は質権設定等に供することは禁ずる。 <input type="checkbox"/> 本証をもって預り証とする <input type="checkbox"/> 別紙預り証を発行する			

上記に就き貸主を甲とし、借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上、本契約を締結する。

- 第 1 条 賃貸借の期間は 今 3 年 10 月 1 日より 今 5 年 9 月 末 日迄の
向う 2 年間とする。契約期間更新に際して、乙は甲に対し権利金、礼金、敷金、保証金
の有無にかかわらず 更新手数料 を納入し契約期間を更新することが出来る。
- 第 2 条 乙は翌月分の賃料を毎月 日迄に甲方に持参し支払うか、又は甲の指定する方法にて支
払うこと。万一、乙が賃料を一ヶ月なりとも滞りした場合は権利金、礼金、敷金、保証金の
の有無にかかわらず、甲は催告の上本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
- 第 3 条 本物件は現状のまま 転居 を目的として使用することとし甲の文章による
承諾をなくして乙は人員の増加、賃借権の譲渡及び転貸或いは本物件の改造造作・模様替え
等の現状変更を絶対にしてはならない。
尚、乙は通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年変化を除き、本物件を原
状回復しなければならぬ。但し、天変地異や震災等、乙の責めに帰することができない
事由により生じたものについては、原状回復を要しない。
或いは、甲の承諾がある場合は、造作等無償にて残置するものとする。
尚、明け渡しの際の原状回復費用は別紙 請求書 の通りとする。
- 第 4 条 乙の都合により本契約を解除する時は 1 月 前 に通告し、期間終了と同時に乙は完全に
本物件を甲に明け渡し、立退料又はこれに類する物質的請求は絶対にしてないこと。
但し、この際甲は前家賃を期間に応じ精算し敷金・保証金 (の内 %償却) を乙
に返還すること。そのほか、債務の不履行が存在する場合には、甲は、当該債務の額を預り
金から差し引いた額を返還するものとする。
- 第 5 条 電気、ガス、水道、衛生費等は甲乙合議の上、賃料と別に支払い公租公課等は甲の負担とす
る。但し、公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じる時は甲乙協議の上、定めるも
のとする。
- 第 6 条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に
要する費用については、乙の責めに帰すべき事由により必要となったものは乙が負担し、そ
の他のものは甲が負担するものとする。本物件内に修繕の必要が認められるにもかかわらず
甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕を行うことができる。この場合
の修繕に関する費用については、甲が負担するものとする。
乙は故意過失を問わず当建築物に損害を与えた場合は、甲に対し公正なる判断に基づき損害
賠償をしなければならない。
- 第 7 条 甲の責任に基づかずして乙が火災、盗難等を蒙った場合、その損失は一切甲に請求しないこと。
- 第 8 条 乙が無断不在一ヶ月以上に及ぶ時は、敷金、保証金の有無にかかわらず本契約は当然解除さ
れ、甲は立会の基に随意室内遺留品を任意の場所に保管し、又は売却処分の上債務に充当す
るも異議なきこと。
- 第 9 条 賃貸借契約が会社の場合(賃料会社負担)入居者の変更がある場合は、新契約のこと。
入居者氏名

- 第10条 反社会的勢力の排除に対し甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
- ①自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
 - ②自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
 - ③反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
 - ④自ら又は第三者を利用して、相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為及び、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為をしないこと。
- 第11条 乙は、本物件の使用につき、次の行為を行ってはならない。
- ①本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
 - ②本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
 - ③本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。
 - ④本物件に於て風紀衛生上、若しくは火災等危険を引き起す恐れの有ること。
 - ⑤近隣の迷惑となるべき行為、その他甲の承諾なくして犬猫等の動物を飼育すること。
- 第12条 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何ら催告も要せずして、本契約を解除することが出来る。
- ①第10条の確約に反する事実が判明したとき。
 - ②契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
又、乙が本契約条項に違反した時も、甲は何ら催告も要せずして本契約を解除する事が出来る。
- 第13条 乙は明け渡しの際、電気、ガス、水道等の各料金を明け渡し当日までに支払い精算し、その証明書或いは領収証を甲に提出しなければならない。
- 第14条 連帯保証人は乙と連帯の上、本契約より生ずる乙の債務保証極度額までを負担するものとする。尚、連帯保証人の請求があった時は、甲は、連帯保証人に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。
- 第15条 本件に関し紛争を生じた場合は、当事者は関係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。
- 第16条 特約条項

上記契約の証として、本契約書を 通作成し甲乙双方署名捺印の上、各一通を保有する。

契約日 〇〇年 〇月 〇日

貸主(甲)	住所	[Redacted]
	氏名	
借主(乙)	住所	[Redacted]
	氏名	
連帯保証人 及び 保証極度額	住所	[Redacted]
	氏名	
	極度額	賃料一年分 円
宅地建物 取引業者	事務所所在地	[Redacted]
	商号又は名称	
	代表者の氏名	
	免許証番号	
宅地建物 取引士	登録番号	

B. 賃貸条件

賃料	月額	41,000	円	管理費・共益費	月額	4,000	円
支払日	毎月 5 日までに翌月分を支払う						
支払方法	持参・ 振込	支払先	(フリガナ) 住所				
			(フリガナ) 氏名				
				電話	()		
礼金	賃料の	1	ヶ月分	45,000	円		
敷金	賃料の	2	ヶ月分	90,000	円		
その他費用	()	費		円	()	費	円
更新料	賃料(更新時に賃料改定の場合、改定後の賃料)の / ヶ月分						
期間	令 3 年 10 月 1 日 ~ 令 5 年 9 月 末日まで(2 年 0 月間)						
解約予告	甲は 6 ヶ月前、乙は / ヶ月前まで						
入居者概要 (合計 名)	氏名	続柄	生年月日	性別	勤務先・学校名		
	[Redacted]						
			年 月 日	男・女			
			年 月 日	男・女			
			年 月 日	男・女			
鍵	番号	個数	番号	個数	番号	個数	
		個		個		個	
管理会社	名称	[Redacted]				連絡先	
	所在地	[Redacted]					

ウ. 特約条項

明け渡しの現状回復費用は借主負担とする

預り金
5万円以上
200円印紙
(借主保管用の
契約書に対し貼付)

平成21.6.1入居

賃貸借契約書(アパート・マンション)

所在地	和歌山県和歌山 1-6-1				
名称・室番号	107サイド地田 A棟			1階 107号室	
構造	鉄骨鉄骨	造	2階建	棟	面積 40.0 m ²
賃料	一ヶ月金	50,000	円也	管理費等	一ヶ月金 〇 円也
<input checked="" type="checkbox"/> 敷金	金	50,000	円也	金	金 〇 円也
<input type="checkbox"/> 保証金	金	50,000	円也	金	金 〇 円也
賃料の支払方法	<input type="checkbox"/> 持参・ <input checked="" type="checkbox"/> 振込・ <input type="checkbox"/> その他()				
<input type="checkbox"/> 敷金・ <input type="checkbox"/> 保証金 正にお預り致しました。但し、無利息のこと。乙が敷金又は保証金を賃料に充当すること、もしくはこの債務支払い、又は質権設定等に供することは禁ずる。□本証をもって換り証とする□別紙預り証を発行する					

上記に就き貸主を甲とし、借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上、本契約を締結する。

- 第1条 賃貸借の期間は 5年6月1日より 7年5月末日迄の
向う 2年間とする。契約期間更新に際して、乙は甲に対し権利金、礼金、敷金、保証金の
の有無にかかわらず 更新料 を納入し契約期間を更新することが出来る。
- 第2条 乙は翌月分の賃料を毎月 〇 日迄に甲方に持参し支払うか、又は甲の指定する方法にて支
払うこと。万一、乙が賃料を一ヶ月なりとも滞納した場合は権利金、礼金、敷金、保証金の
の有無にかかわらず、甲は催告の上本契約を解除し、乙は即時明け渡しものとする。
- 第3条 本物件は現状のまま 居住 を目的として使用することとし甲の文章による
承諾をなくして乙は人員の増加、賃借権の譲渡及び転貸或いは本物件の改造造作・模様替え
等の現状変更を絶対にしてはならない。
□尚、乙は通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年変化を除き、本物件を原
状回復しなければならぬ。但し、天変地異や震災等、乙の責めに帰することができない
事由により生じたものについては、原状回復を要しない。
或いは、甲の承諾がある場合は、造作等無償にて残置するものとする。
□尚、明け渡しの際の原状回復費用は別紙 備考 の通りとする。
- 第4条 乙の都合により本契約を解除する時は 1ヶ月 前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に
本物件を甲に明け渡し、立退料又はこれに類する物質的請求は絶対にしないこと。
但し、この際甲は前家賃を期間に応じ精算し□敷金・□保証金(の内 %償却)を乙
に返還すること。そのほか、債務の不履行が存在する場合には、甲は、当該債務の額を預り
金から差し引いた額を返還するものとする。
- 第5条 電気、ガス、水道、衛生費等は甲乙合議の上、賃料と別に支払い公租公課等は甲の負担とす
る。但し、公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じる時は甲乙協議の上、定めるも
のとする。
- 第6条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に
要する費用については、乙の責めに帰すべき事由により必要となったものは乙が負担し、そ
の他のものは甲が負担するものとする。本物件内に修繕の必要が認められるにもかかわらず、
甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕を行うことができる。この場合
の修繕に関する費用については、甲が負担するものとする。
乙は故意過失を問わず当建築物に損害を与えた場合は、甲に対し公正なる判断に基づき損害
賠償をしなければならない。
- 第7条 甲の責任に基づかずして乙が火災、盗難等を蒙った場合、その損失は一切甲に請求しないこと。
- 第8条 乙が無断不在一ヶ月以上に及ぶ時は、敷金、保証金の有無にかかわらず本契約は当然解除さ
れ、甲は立会の基に随意室内遺留品を任意の場所に保管し、又は売却処分の上債務に充当す
るも異議なきこと。
- 第9条 賃貸借契約が会社の場合(賃料会社負担)入居者の変更がある場合は、新契約のこと。
入居者氏名

第10条 反社会的勢力の排除に対し甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 ①自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
 ②自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
 ③反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
 ④自ら又は第三者を利用して、相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為及び、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為をしないこと。

第11条 乙は、本物件の使用につき、次の行為を行ってはならない。
 ①本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
 ②本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
 ③本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。
 ④本物件に於て風紀衛生上、若しくは火災等危険を引き起す恐れの有ること。
 ⑤近隣の迷惑となるべき行為、その他甲の承諾なくして犬猫等の動物を飼育すること。

第12条 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何ら催告も要せずして、本契約を解除することが出来る。
 ①第10条の確約に反する事実が判明したとき。
 ②契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
 又、乙が本契約条項に違反した時も、甲は何ら催告も要せずして本契約を解除する事が出来る。

第13条 乙は明け渡しの際、電気、ガス、水道等の各料金を明け渡し当日までに支払い精算し、その証明書或いは領収証を甲に提出しなければならない。

第14条 連帯保証人は乙と連帯の上、本契約より生ずる乙の債務保証極度額までを負担するものとする。尚、連帯保証人の請求があった時は、甲は、連帯保証人に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

第15条 本件に関し紛争を生じたる場合は、当事者は関係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。

第16条 特約条項

上記契約の証として、本契約書を 通作成し甲乙双方署名捺印の上、各一通を保有する。

契約日 5年 5月 27日

貸主(甲)	住所	[Redacted]
	氏名	
借主(乙)	住所	[Redacted]
	氏名	
連帯保証人 及び 保証極度額	住所	[Redacted]
	氏名	
	極度額	別紙 ⑧ 円
宅地建物 取引業者	事務所所在地	[Redacted]
	商号又は名称	
	代表者の氏名	
	免許証番号	
宅地建物 取引士	登録番号	[Redacted]

B. 賃貸条件

賃料	月額	50,000	円	管理費・共益費	月額		円
支払日	毎月 1 日までに翌月分を支払う						
支払方法	持参 振込	支払先	(フリガナ) 住所		電話 ()		
		(フリガナ) 氏名	銀行 普通 信用金庫 店 口座No. 郵便局 当座		但し振込手数料は乙の負担とする		
	(フリガナ) 口座名義人	環林の持					
礼金	賃料の	1	ヶ月分		円		
敷金	賃料の	1	ヶ月分	50,000	円		
その他費用	() 費		円	() 費		円	
更新料	賃料(更新時に賃料改定の場合、改定後の賃料)の 1 ヶ月分						
期間	5 年 6 月 1 日 ~ 7 年 5 月 末日まで(2 年 0 月間)						
解約予告	甲は 6 ヶ月前、乙は 1 ヶ月前まで						
入居者概要 (合計名)	氏名	続柄	生年月日	性別	勤務先・学校名		
	[Redacted]						
			年 月 日	男・女			
			年 月 日	男・女			
			年 月 日	男・女			
鍵	番号	個数	番号	個数	番号	個数	
		個		個		個	
管理会社	名称	[Redacted]					
	所在地	[Redacted]					

C. 特約条項

明け渡し時の環林回復費用は、借主負担とする。

平成 16. 5. 25 入居

預り金
5万円以上
200円印紙
(借主保管用の
契約書に対し貼付)

賃貸借契約書(アパート・マンション)

所在地	千葉県市川区 1-6-1			
名称・室番号	パ・7サイド浅田 A棟		2階 202号室	
構造	軽量鉄骨造	2階建	1棟	面積 40.0 m ²
賃料	一ヶ月金 45,000 円也	管理費等	一ヶ月金	円也
<input checked="" type="checkbox"/> 敷金 <input type="checkbox"/> 保証金	金 45,000 円也	金	金	円也
賃料の支払方法	<input type="checkbox"/> 持参・ <input checked="" type="checkbox"/> 振込・ <input type="checkbox"/> その他()			
<input type="checkbox"/> 敷金・ <input type="checkbox"/> 保証金 正にお預り致しました。但し、無利息のこと。乙が敷金又は保証金を賃料に充当すること、もしくは乙の債務支払い、又は質権設定等に供することは禁ずる。 <input type="checkbox"/> 本証をもって預り証とする <input type="checkbox"/> 別紙預り証を発行する				

上記に就き貸主を甲とし、借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上、本契約を締結する。

- 第 1 条 賃貸借の期間は 平成 16 年 5 月 25 日より 平成 17 年 5 月 24 日迄の
向う 2 年間とする。契約期間更新に際して、乙は甲に対し権利金、礼金、敷金、保証金の
の有無にかかわらず 更新手数料 を納入し契約期間を更新することが出来る。
- 第 2 条 乙は翌月分の賃料を毎月 日迄に甲方に持参し支払うか、又は甲の指定する方法にて支
払うこと。万一、乙が賃料を一ヶ月なりとも滞納した場合は権利金、礼金、敷金、保証金の
の有無にかかわらず、甲は催告の上本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
- 第 3 条 本物件は現状のまま 修繕 を目的として使用することとし甲の文章による
承諾をなくして乙は人員の増加、賃借権の譲渡及び転貸或いは本物件の改造造作・模様替え
等の現状変更を絶対にしてはならない。
尚、乙は通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年変化を除き、本物件を原
状回復しなければならない。但し、天変地異や震災等、乙の責めに帰することができない
事由により生じたものについては、原状回復を要しない。
或いは、甲の承諾がある場合は、造作等無償にて残置するものとする。
尚、明け渡しの際の原状回復費用は別紙 請求書 の通りとする。
- 第 4 条 乙の都合により本契約を解除する時は 1ヶ月 前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に
本物件を甲に明け渡し、立退料又はこれに類する物質的請求は絶対しないこと。
但し、この際甲は前家賃を期間に応じ精算し敷金・保証金(の内 %償却)を乙
に返還すること。そのほか、債務の不履行が存在する場合には、甲は、当該債務の額を預り
金から差し引いた額を返還するものとする。
- 第 5 条 電気、ガス、水道、衛生費等は甲乙合議の上、賃料と別に支払い公租公課等は甲の負担とす
る。但し、公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じる時は甲乙協議の上、定めるも
のとする。
- 第 6 条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に
要する費用については、乙の責めに帰すべき事由により必要となったものは乙が負担し、そ
の他のものは甲が負担するものとする。本物件内に修繕の必要が認められるにもかかわらず、
甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕を行うことができる。この場合
の修繕に関する費用については、甲が負担するものとする。
乙は故意過失を問わず当建築物に損害を与えた場合は、甲に対し公正なる判断に基づき損害
賠償をしなければならない。
- 第 7 条 甲の責任に基づかずして乙が火災、盗難等を蒙った場合、その損失は一切甲に請求しないこと。
- 第 8 条 乙が無断不在一ヶ月以上に及ぶ時は、敷金、保証金の有無にかかわらず本契約は当然解除さ
れ、甲は立会の基に随意室内遺留品を任意の場所に保管し、又は売却処分の上債務に充当す
るも異議なきこと。
- 第 9 条 賃貸借契約が会社の場合(賃料会社負担)入居者の変更がある場合は、新契約のこと。
入居者氏名

- 第10条 反社会的勢力の排除に対し甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
- ①自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
 - ②自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
 - ③反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
 - ④自ら又は第三者を利用して、相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為及び、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為をしないこと。
- 第11条 乙は、本物件の使用につき、次の行為を行ってはならない。
- ①本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
 - ②本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
 - ③本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。
 - ④本物件に於て風紀衛生上、若しくは火災等危険を引き起す恐れの有ること。
 - ⑤近隣の迷惑となるべき行為、その他甲の承諾なくして犬猫等の動物を飼育すること。
- 第12条 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何ら催告も要せずして、本契約を解除することが出来る。
- ①第10条の確約に反する事実が判明したとき。
 - ②契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
- 又、乙が本契約条項に違反した時も、甲は何ら催告も要せずして本契約を解除する事が出来る。
- 第13条 乙は明け渡しの際、電気、ガス、水道等の各料金を明け渡し当日までに支払い精算し、その証明書或いは領収証を甲に提出しなければならない。
- 第14条 連帯保証人は乙と連帯の上、本契約より生ずる乙の債務保証極度額までを負担するものとする。尚、連帯保証人の請求があった時は、甲は、連帯保証人に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。
- 第15条 本件に関し紛争を生じた場合は、当事者は関係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。
- 第16条 特約条項

上記契約の証として、本契約書を 通作成し甲乙双方署名捺印の上、各一通を保有する。

契約日 4月 5日 20日

貸主(甲)	住所	[Redacted]
	氏名	
借主(乙)	住所	[Redacted]
	氏名	
連帯保証人 及び 保証極度額	住所	[Redacted]
	氏名	
	極度額	賃料 - 1年分 円 (印)
宅地建物 取引業者	事務所所在地	[Redacted]
	商号又は名称	
	代表者の氏名	
	免許証番号	
宅地建物 取引士	登録番号	[Redacted]

B. 賃貸条件

賃料	月額	45,000 円		管理費・共益費	月額	円
支払日	毎月 5 日までに翌月分を支払う					
支払方法	持参 振込	支払先	(フリガナ) 住所			
			(フリガナ) 氏名	電話	()	
礼金	賃料の	/	ヶ月分	/	円	
敷金	賃料の	/	ヶ月分	45,000	円	
その他費用	()	費	円	()	費	円
更新料	賃料(更新時に賃料改定の場合、改定後の賃料)の / ヶ月分					
期間	4 年 5 月 25 日 ~ 6 年 5 月 24 日まで (2 年 0 月間)					
解約予告	甲は 6 ヶ月前、乙は / ヶ月前まで					
入居者概要 (合計 名)	氏名	続柄	生年月日	性別	勤務先・学校名	
	[Redacted]					
			S H	年 月 日	男・女	
			S H	年 月 日	男・女	
			S H	年 月 日	男・女	
鍵	番号	個数	番号	個数	番号	個数
		個		個		個
管理会社	名称	[Redacted]				
	所在地	[Redacted]				

C. 特約条項

入居時	[Redacted]
-----	------------

平成 18. 4. 17 日

賃貸借契約書(アパート・マンション)

預り金
5万円以上
200円印紙
(借主保管用の
契約書に対し貼付)

所在地	東京都港区 1-6-1			
名称・室番号	10-741D池田 A棟		2階 203号室	
構造	軽量鉄骨造	2階建 / 棟	面積	40.0 m ²
賃料	一ヶ月金 50,000 円也	管理費等	一ヶ月金	〇 円也
<input checked="" type="checkbox"/> 敷金 <input type="checkbox"/> 保証金	金 50,000 円也	金	金	〇 円也
賃料の支払方法	<input type="checkbox"/> 持参・ <input checked="" type="checkbox"/> 振込・ <input type="checkbox"/> その他 ()			
<input type="checkbox"/> 敷金・ <input type="checkbox"/> 保証金 正にお預り致しました。但し、無利息のこと。乙が敷金又は保証金を賃料に充当すること、もしくは乙の債務支払い、又は賃権設定等に供することは禁ずる。 <input type="checkbox"/> 本証をもって預り証とする <input type="checkbox"/> 別紙預り証を発行する				

上記に就き貸主を甲とし、借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上、本契約を締結する。

- 第 1 条 賃貸借の期間は 5 年 / 月 / 日より 6 年 12 月 末 日迄の
向う 2 年間とする。契約期間更新に際して、乙は甲に対し権利金、礼金、敷金、保証金
の有無にかかわらず 賃料(手数料) を納入し契約期間を更新することが出来る。
- 第 2 条 乙は翌月分の賃料を毎月 末 日迄に甲方に持参し支払うか、又は甲の指定する方法にて支
払うこと。万一、乙が賃料を一ヶ月なりとも滞納した場合は権利金、礼金、敷金、保証金の
有無にかかわらず、甲は催告の上本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
- 第 3 条 本物件は現状のまま 居住 を目的として使用することとし甲の文書による
承諾をなくして乙は人員の増加、賃借権の譲渡及び転貸或いは本物件の改造造作・模様替え
等の現状変更を絶対にしてはならない。
 尚、乙は通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年変化を除き、本物件を原
状回復しなければならない。但し、天変地異や震災等、乙の責めに帰することができない
事由により生じたものについては、原状回復を要しない。
或いは、甲の承諾がある場合は、造作等無償にて残置するものとする。
 尚、明け渡しの際の原状回復費用は別紙 請求書 の通りとする。
- 第 4 条 乙の都合により本契約を解除する時は 1ヶ月前 に通告し、期間終了と同時に乙は完全に
本物件を甲に明け渡し、立退料又はこれに類する物質的請求は絶対にしないこと。
但し、この際甲は前家賃を期間に応じ精算し 敷金・ 保証金 (の内 %償却) を乙
に返還すること。そのほか、債務の不履行が存在する場合には、甲は、当該債務の額を預り
金から差し引いた額を返還するものとする。
- 第 5 条 電気、ガス、水道、衛生費等は甲乙合議の上、賃料と別に支払い公租公課等は甲の負担とす
る。但し、公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じる時は甲乙協議の上、定めるも
のとする。
- 第 6 条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に
要する費用については、乙の責めに帰すべき事由により必要となったものは乙が負担し、そ
の他のものは甲が負担するものとする。本物件内に修繕の必要が認められるにもかかわらず、
甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕を行うことができる。この場合
の修繕に関する費用については、甲が負担するものとする。
乙は故意過失を問わず当建築物に損害を与えた場合は、甲に対し公正なる判断に基づき損害
賠償をしなければならない。
- 第 7 条 甲の責任に基づかずして乙が火災、盗難等を蒙った場合、その損失は一切甲に請求しないこと。
- 第 8 条 乙が無断不在一ヶ月以上に及ぶ時は、敷金、保証金の有無にかかわらず本契約は当然解除さ
れ、甲は立会の基に随意室内遺留品を任意の場所に保管し、又は売却処分の上債務に充当す
るも異議なきこと。
- 第 9 条 賃貸借契約が会社の場合(賃料会社負担)入居者の変更がある場合は、新契約のこと。
入居者氏名

- 第10条 反社会的勢力の排除に対し甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 ①自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
 ②自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
 ③反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
 ④自ら又は第三者を利用して、相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為及び、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為をしないこと。
- 第11条 乙は、本物件の使用につき、次の行為を行ってはならない。
 ①本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
 ②本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
 ③本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。
 ④本物件に於て風紀衛生上、若しくは火災等危険を引き起す恐れの有ること。
 ⑤近隣の迷惑となるべき行為、その他甲の承諾なくして犬猫等の動物を飼育すること。
- 第12条 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何ら催告も要せずして、本契約を解除することが出来る。
 ①第10条の確約に反する事実が判明したとき。
 ②契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
 又、乙が本契約条項に違反した時も、甲は何ら催告も要せずして本契約を解除する事が出来る。
- 第13条 乙は明け渡しの際、電気、ガス、水道等の各料金を明け渡し当日までに支払い精算し、その証明書或いは領収証を甲に提出しなければならない。
- 第14条 連帯保証人は乙と連帯の上、本契約より生ずる乙の債務保証極度額までを負担するものとする。尚、連帯保証人の請求があった時は、甲は、連帯保証人に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。
- 第15条 本件に関し紛争を生じたる場合は、当事者は関係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。
- 第16条 特約条項

上記契約の証として、本契約書を 通作成し甲乙双方署名捺印の上、各一通を保有する。

契約日 2024年 12月 6日

貸主(甲)	住所 氏名	
借主(乙)	住所 氏名	
連帯保証人 及び 保証極度額	住所 氏名 極度額	
宅地建物 取引業者	事務所所在地 商号又は名称 代表者の氏名 免許証番号	
宅地建物 取引士	登録番号	

B. 賃貸条件

賃料	月額	50,000 円		管理費・共益費	月額	✓ 円		
支払日	毎月 末 日までに翌月分を支払う							
支払方法	持参 振込	支払先	住所					
			氏名					
			電話 ()					
		銀行	普通					
		信用金庫	店	口座No.				
		郵便局	当座	但し振込手数料は乙の負担とする				
		(フリガナ) 口座名義人	環杯の手手					
礼金	賃料の	✓	ヶ月分	✓	円			
敷金	賃料の	✓	ヶ月分	55,000	円			
その他費用	()費		円	()費		円		
更新料	賃料(更新時に賃料改定の場合、改定後の賃料)の / ヶ月分							
期間	5年 1月 1日 ~ 6年 12月 末 日まで(2年0 月間)							
解約予告	甲は 6ヶ月前、乙は / ヶ月前まで							
入居者概要 (合計名)	氏名	続柄	生年月日	性別	勤務先・学校名			
	[REDACTED]							
			年 月 日	男・女				
			年 月 日	男・女				
			年 月 日	男・女				
		年 月 日	男・女					
鍵	番号	個数	番号	個数	番号	個数		
		個		個		個		
管理会社	名称	[REDACTED]						
	所在地	[REDACTED]						

C. 特約条項

明け渡し時の現状回復費用は借主負担とする。

令 5. 12. 1 入居

預り金
5万円以上
200円印紙
(借主保管用の
契約書に対し貼付)

賃貸借契約書(アパート・マンション)

所在地	南原町番塚 1-6-1		
名称・室番号	10-7サイド池田 A棟		2階 206号室
構造	軽量鉄骨造	2階建	1棟 面積 40.0 m ²
賃料	一ヶ月金 45,000 円也	管理費等	一ヶ月金 / 円也
<input checked="" type="checkbox"/> 敷金 <input type="checkbox"/> 保証金	金 ¥ 90,000 円也	金	金 / 円也
賃料の支払方法	<input type="checkbox"/> 持参・ <input checked="" type="checkbox"/> 振込・ <input type="checkbox"/> その他 ()		
<input type="checkbox"/> 敷金・ <input type="checkbox"/> 保証金 正にお預り致しました。但し、無利息のこと。乙が敷金又は保証金を賃料に充当すること、もしくは乙の債務支払い、又は賃権設定等に供することは禁ずる。 <input type="checkbox"/> 本証をもって預り証とする <input type="checkbox"/> 別紙預り証を発行する			

上記に就き貸主を甲とし、借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上、本契約を締結する。

- 第 1 条 賃貸借の期間は 令 5 年 12 月 1 日より 令 5 年 11 月 末日迄の
向う 2 年間とする。契約期間更新に際して、乙は甲に対し権利金、礼金、敷金、保証金
の有無にかかわらず 更新手数料 を納入し契約期間を更新することが出来る。
- 第 2 条 乙は翌月分の賃料を毎月 日迄に甲方に持参し支払うか、又は甲の指定する方法にて支
払うこと。万一、乙が賃料を一ヶ月なりとも滞納した場合は権利金、礼金、敷金、保証金の
有無にかかわらず、甲は催告の上本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
- 第 3 条 本物件は現状のまま 修繕 を目的として使用することとし甲の文章による
承諾をなくして乙は人員の増加、賃借権の譲渡及び転貸或いは本物件の改造造作・模様替え
等の現状変更を絶対にしてはならない。
尚、乙は通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年変化を除き、本物件を原
状回復しなければならない。但し、天変地異や震災等、乙の責めに帰することができない
事由により生じたものについては、原状回復を要しない。
或いは、甲の承諾がある場合は、造作等無償にて残置するものとする。
尚、明け渡しの際の原状回復費用は別紙 請求書 の通りとする。
- 第 4 条 7.の都合により本契約を解除する時は 1ヶ月 前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に
本物件を甲に明け渡し、立退料又はこれに類する物質的請求は絶対にしなないこと。
但し、この際甲は前家賃を期間に応じ精算し、敷金・保証金(の内 %償却)を乙
に返還すること。そのほか、債務の不履行が存在する場合には、甲は、当該債務の額を預り
金から差し引いた額を返還するものとする。
- 第 5 条 電気、ガス、水道、衛生費等は甲乙合議の上、賃料と別に支払い公租公課等は甲の負担とす
る。但し、公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じる時は甲乙協議の上、定めるも
のとする。
- 第 6 条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に
要する費用については、乙の責めに帰すべき事由により必要となったものは乙が負担し、そ
の他のものは甲が負担するものとする。本物件内に修繕の必要が認められるにもかかわらず、
甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕を行うことができる。この場合
の修繕に関する費用については、甲が負担するものとする。
乙は故意過失を問わず当建築物に損害を与えた場合は、甲に対し公正なる判断に基づき損害
賠償をしなければならない。
- 第 7 条 甲の責任に基づかずして乙が火災、盗難等を蒙った場合、その損失は一切甲に請求しないこと。
- 第 8 条 乙が無断不在一ヶ月以上に及ぶ時は、敷金、保証金の有無にかかわらず本契約は当然解除さ
れ、甲は立会の基に随意室内遺留品を任意の場所に保管し、又は売却処分の上債務に充当す
るも異議なきこと。
- 第 9 条 賃貸借契約が会社の場合(賃料会社負担)入居者の変更がある場合は、新契約のこと。
入居者氏名

- 第10条 反社会的勢力の排除に対し甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
- ①自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
 - ②自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
 - ③反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
 - ④自ら又は第三者を利用して、相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為及び、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為をしないこと。
- 第11条 乙は、本物件の使用につき、次の行為を行ってはならない。
- ①本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
 - ②本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
 - ③本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。
 - ④本物件に於て風紀衛生上、若しくは火災等危険を引き起す恐れのあること。
 - ⑤近隣の迷惑となるべき行為、その他甲の承諾なくして犬猫等の動物を飼育すること。
- 第12条 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何ら催告も要せずして、本契約を解除することが出来る。
- ①第10条の確約に反する事実が判明したとき。
 - ②契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
- 又、乙が本契約条項に違反した時も、甲は何ら催告も要せずして本契約を解除する事が出来る。
- 第13条 乙は明け渡しの際、電気、ガス、水道等の各料金を明け渡し当日までに支払い精算し、その証明書或いは領収証を甲に提出しなければならない。
- 第14条 連帯保証人は乙と連帯の上、本契約より生ずる乙の債務保証極度額までを負担するものとする。尚、連帯保証人の請求があつた時は、甲は、連帯保証人に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。
- 第15条 本件に関し紛争を生じた場合は、当事者は関係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。
- 第16条 特約条項

上記契約の証として、本契約書を 通作成し甲乙双方署名捺印の上、各一通を保有する。

契約日 3 年 11 月 25 日

貸主(甲)	住所 氏名	
借主(乙)	住所 氏名	
連帯保証人 及び 保証極度額	住所 氏名 極度額	賃料一年分 円
宅地建物 取引業者	事務所所在地 商号又は名称 代表者の氏名 免許証番号	
宅地建物 取引士	登録番号	

B. 賃貸条件

賃料	月額	45,000 円		管理費・共益費	月額	円
支払日	毎月 末 日までに翌月分を支払う					
支払方法	持参・ 振込	支払先	(フリガナ) 住所			
		(フリガナ) 氏名	電話	()		
礼金	賃料の	1ヶ月分	45,000 円			
敷金	賃料の	2ヶ月分	90,000 円			
その他費用	()費	円	()費	円		
更新料	賃料(更新時に賃料改定の場合、改定後の賃料)の 1ヶ月分					
期間	令和 年 2月 1日 ~ 令和 5年 11月 末日まで(2年 0月間)					
解約予告	甲は 6ヶ月前、乙は 1ヶ月前まで					
入居者概要 (合計名)	氏名	続柄	生年月日	性別	勤務先・学校名	
	[Redacted]					
			S H 年 月 日	男・女		
			S H 年 月 日	男・女		
			S H 年 月 日	男・女		
鍵	番号	個数	番号	個数	番号	個数
		/ 個		個		個
管理会社	名称	[Redacted]				
	所在地	[Redacted]				

C. 特約条項

明け渡しの時の現状回復費用は、借主負担とする
 火災の賠償は不可とする

駐車場(自動車保管場所)契約書

預り金
3万円以上
200円印紙
(借主保証印)
※印紙は別紙に貼付

所在地	奈良市名塚1-6-1			内第	ノ	号
名称	パークサイド花田駐車場					
車種プレートナンバー						
賃料	一ヶ月金 6,000円也	回数礼金 6,000円也	消費税込	うち消費税		
賃料の支払方法	<input type="checkbox"/> 持参・ <input type="checkbox"/> 振込・ <input type="checkbox"/> その他()					
<input type="checkbox"/> 敷金・ <input type="checkbox"/> 保証金 正にお預り致しました。但し、無利息のこと。乙が敷金又は保証金を賃料に充当すること、もしくはこの債務支払い、又は滞り等定等に供することは禁ずる。						

上記に就き貸主を甲とし、借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上、本契約を締結する。

- 第1条 賃貸借の期間は 5年7月20日より 6年7月19日迄の向う / 年間とする。但し、期間満了の場合は甲乙合議の上、本契約を更新することも出来る。
- 第2条 乙は翌月分の賃料を毎月 10日迄に甲方に持参し支払うか、又は甲の指定する方法にて支払うこと。万一、乙が賃料を一ヶ月なりとも滞納した場合は金の有無にかかわらず、甲は催告の上本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。又、甲及び甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合も、甲は催告の上本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
乙が本契約条項及び反社会的勢力排除条項に違反した時は、甲は何ら催告も要せずして本契約を解除する事が出来る。
- 第3条 乙は甲に無断で契約の車以外を置かないこと。又、賃借権の譲渡及び抵当は絶対にしてはならない。
- 第4条 車は契約の場所以外に置かないこと。又、通路は常時充分に空けて置き、他車の出入りを妨げないこと。
- 第5条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物品の持ち込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切行つてはならない。
- 第6条 駐車場内で乙の車に、他車による事故の発生或いは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し何ら責任を負わないものとする。
- 第7条 乙又はその代理人、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によつて駐車場又は、その施設や駐車場内の他の車両等に損害を与えた時は、乙は速やかに損害を賠償するものとする。
- 第8条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、乙に於いては /ヶ月前、甲に於いては、 /ヶ月前に互いに通告し、期間終了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

第9条 特約条項

本契約は一年とし、更新する際は、月極料金を着払いを交払い、再契約とする

(振込先)



上記契約の証として、本契約書を 通作成し甲乙双方署名捺印の上、各一通を保有する。

5年 6月 20日

貸主(甲) 住 氏

借主(乙) 住 氏

仲 介 人 住 氏

登録 取引主任者

駐車場(自動車保管場所)契約書

預り金
3万円以上
200円印紙
(借主印紙用)
契約書に別し貼付

所在地	奈良市名塚1-6-1		
名称	パークサイド花田駐車場		
車種 ナンバー	内第 15号		
賃料	一ヶ月金 6,000円也	<input checked="" type="checkbox"/> 敷料金 6,000円也	円也
賃料の支払方法	<input type="checkbox"/> 持ち参	<input type="checkbox"/> 振込	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 敷金・ <input type="checkbox"/> 保証金 正にお借り致しました。但し、無利息のこと。乙が敷金又は保証金を賃料に充当すること、もし <input type="checkbox"/> 乙の借務支払い、又は賃借権設定等に供することは禁ずる。 <input type="checkbox"/> 本証をもって預り証とする <input type="checkbox"/> 別紙預り証を発行する			

上記に就き貸主を甲とし、借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上、本契約を締結する。

- 第1条 賃借の期間は令和4年11月1日より令和5年10月31日迄の方向 / 年間とする。但し、期間満了の場合は甲乙合議の上、本契約を更新することも出来る。
- 第2条 乙は翌月分の賃料を毎月 水 日迄に甲方に持参し支払うか、又は甲の指定する方法にて支払うこと。万一、乙が賃料を一ヶ月なりとも滞納した場合は金の有無にかかわらず、甲は催告の上本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。又、甲及び甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合も、甲は催告の上本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
- 第3条 乙が本契約条項及び反社会的勢力排除条例に違反した時は、甲は何ら催告も要せずして本契約を解除する事が出来る。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置かないこと。又、賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。
- 第5条 車は契約の場所以外に置かないこと。又、通路は常時充分に空けて置き、他車の出入りを妨げないこと。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物品の持ち込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切行つてはならない。
- 第7条 駐車場内でこの車に、他車による事故の発生或いは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し何ら責任を負わないものとする。
- 第8条 乙又はその代理人、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によつて駐車場又はその施設や駐車場内の他の車両等に損害を与えた時は、乙は速やかに損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、乙に於いては / ヶ月前、甲に於いては / ヶ月前に互いに通告し、期間終了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

第9条 特約条項

本契約は一年とし、更新有る際は、月極料金を前年度を支払い、再契約とする

(振込先)



上記契約の証として、本契約書を 通作成し甲乙双方署名捺印の上、各一通を保有する。

2024年10月31日

貸主(甲)

借主(乙)

仲介人

取引主任者

登録番

預り金
3万円以上
200円印紙
(借主が費用の
負担に申し出た)

駐車場(自動車保管場所)契約書

所在地	内第 18 号
名称	1-6-1 西原中島塚
車種プレートナンバー	1-6-7 サイド池田駐車場
賃料	一ヶ月金 6,000 円也 (うち消費税 円也)
賃料の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 敷金・ <input type="checkbox"/> 保証金 正にお取り致します。但し、無利息のこと。乙が敷金又は保証金を賃料に充当すること、もしくはこの償還支払い、又は償還施設等に供することは禁ずる。 <input type="checkbox"/> 本証をもって預り証とする。 <input type="checkbox"/> 別紙預り証を発行する	<input type="checkbox"/> 保証金 6,000 円也 (うち消費税 円也)

第 9 条 特約条項

本契約は一年とし、更新有る際、は、
月極料金を前年度比を及ぼし、再契約とする
(振込先)

上記に就き貸主を甲とし、借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上、本契約を締結する。

- 第 1 条 賃貸借の期間は 5 年 3 月 16 日より 6 年 3 月 15 日迄の向う / 年 間とする。但し、期間満了の場合は甲乙合議の上、本契約を更新することも出来る。
- 第 2 条 乙は翌月分の賃料を毎月 5 日迄に甲方に持参し支払うか、又は甲の指定する方法にて支払うこと。万一、乙が賃料を一ヶ月なりとも滞納した場合は、金の有無にかかわらず、甲は催告の上本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。又、甲及び甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合も、甲は催告の上本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
乙が本契約条項及び反社会的勢力排除条例に違反した時は、甲は何ら催告も要せずして本契約を解除する事が出来る。
- 第 3 条 乙は甲に無断で契約の車以外を置かないこと。又、賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。
- 第 4 条 車は契約の場所以外に置かないこと。又、通路は常時充分に空けて置き、他車の出入りを妨げないこと。
- 第 5 条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物品の持ち込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切行つてはならない。
- 第 6 条 駐車場内で乙の車に、他車による事故の発生或いは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し何ら責任を負わないものとする。
- 第 7 条 乙又はその代理人、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又は、その施設や駐車場内の他の車両等に損害を与えた時は、乙は速やかに損害を賠償するものとする。
- 第 8 条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、乙に於いては / ケ月前、甲に於いては / ケ月前に互いに通告し、期間終了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

上記契約の証として、本契約書を 通作成し甲乙双方署名捺印の上、各一通を保有する。

5 年 3 月 16 日

貸主 (甲)	住所	氏名
借主 (乙)	住所	氏名
仲介人	住所	氏名
取引主任者	住所	氏名
		登録番号